

2021年6月2日

各位

太平洋陸送株式会社
代表取締役 相澤 伸彦

株券不発行会社への移行に関するお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社は、2021年5月20日（木）開催の取締役会において、2021年6月28日に開催予定の第105回定時株主総会に、株券不発行会社への移行について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、当社は2021年6月28日（月）開催の第105期定時株主総会において、同日を効力発生日とする当社定款の一部変更を行う旨のご承認を賜ることを条件といたしますが、この決議により、2021年6月28日（月）をもって当社は株券不発行会社へ移行することとなり、当社が発行している株券はすべて無効となります。

株券不発行会社とは、定款に「株券を発行する」旨を定めないことにより、株券を発行しない会社をいい、今後当社は一切の例外なく新たに株券を発行しないこととなります。

株券不発行会社になりますと、発行済の株券は全て無効になりますが、株主様の有する株式の権利そのものは、これまでと変わりはありません。

株主様におかれましては、今後は、株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使いただくこととなります。

敬具

株券不発行会社への移行に関するお問い合わせ先

〒360-0843

埼玉県熊谷市三ヶ尻5378番地

太平洋陸送株式会社 総務部担当

TEL 048(531)3751

(株券不発行会社への移行に関するQ&A)

質問1. 株券不発行会社とはなんですか？

回答：株券を発行する旨の定款の定めを廃止する（株券を発行しない）会社のことをいいます。

質問2. 株券が不発行になると株主としての権利に変更があるのですか？

回答：株主様の有する株式の内容につきましては、これまでと何等変わることはございません。今後は当社が管理する株主名簿の記載に従い、当社に対し権利を行使頂くこととなります。

質問3. 株券不発行会社への移行に伴い、株主として手続きすることがありますか？

回答：このお知らせがお手元に届きました株主様におかれましては、株主名簿に記載済みと存じますので、株券不発行会社への移行に伴うお手続きは一切不要です。

質問4. 今後、株券を譲渡する場合の手続きはどうしたらいいですか？

回答：株式を譲渡される方と譲受される方が共同（お二人のご署名とお届け印でのご捺印が必要となります。）で株主名義書換の請求を行って頂く必要があります。お手続きは当社総務部株式担当にて行っておりますので、お問い合わせ下さい。

質問5. 相続など前の名義人と共同で名義書換の手続きが出来ない場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：必要な書類を添えて手続きを行って頂く必要があります。当社総務部株式担当にご相談下さい。

質問6. 株主名簿記載済みの株主かどうかはどのようにしてわかるのですか？

質問7. 株主であることの証明書がほしい場合はどうしたらいいのでしょうか？

回答：当社よりお送りする株主総会のご案内あるいは配当金のご案内によりご確認頂けますが、「株主名簿の記載に関する証明書（会社法第 122 条に基づくもの）」の発行を必要とされる場合は、当社にご連絡頂ければ発行致します。
なお、発行に際して、実費がかかる場合には、ご依頼のあった株主様にご負担頂くこととなります。

質問8. 株券を所有しているのですが、自分名義になっていません（いわゆる失念株主様）。その場合、名義書換をするにはどうしたらいいのでしょうか？

質問9. 名義書換をしていない株券を紛失した場合はどうしたらよいのでしょうか？

回答：株主名簿の名義書換が完了していない株主（失念株主）様におかれましては、株券不発行期日までに名義書換をされなかった場合でも、株主としての権利を直ちに失うわけではありません。

ただし、株主名簿上に名義が記載されておりませんと、株主としての権利を当社や第三者に主張することはできなくなります（会社法 130 条など）。速やかに名義書換手続きをして頂きますようお願い致します。なお、名義書換するには、前述の質問4 ならびに質問5 のいずれかのお手続きが必要になります。

質問10. 住所を変更したいのですが、どこに届ければよいのでしょうか？

回答：当社総務部株式担当までご連絡下さい。

以上